

令和5年度 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業
 (I 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)
 事業内容報告書の概要

地方公共団体名【 名古屋市 】
令和5年度に実施した取組の内容及び成果と課題
<p>1. 事業の実施体制(運営協議会・連絡協議会の構成員等)</p> <p>○ 運営協議会の構成員 「教育委員会」指導主事、「日本語教育相談センター」日本語学習支援コーディネーター、「初期日本語集中教室」初期日本語集中教室企画指導員、指導員</p> <p>○ 連絡協議会の構成員 「教育委員会」指導主事、「日本語教育相談センター」日本語学習支援コーディネーター、「初期日本語集中教室」初期日本語集中教室企画指導員・初期日本語集中教室指導員、母語学習協力員</p>
<p>2. 具体の取組内容 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること</p> <p>(1) 運営協議会、連絡協議会において、日本語指導が必要な児童生徒のための支援システムの効果的な運用方法を検討したり、各部署の情報を共有したりした。</p> <p>(2) 日本語指導が必要な児童生徒が多く在籍する学校に、日本語教育適応学級担当教員を141名、日本語指導講師34名を配置した。「初期日本語集中教室」を2教室開設し、さらに遠隔型指導を2教室で実施し、学校生活に必要な初歩的・基本的な日本語を指導した。「日本語通級指導教室」を16教室設置し、教科学習に必要な日本語を指導した。</p> <p>(3) 「特別の教育課程」の編成方法や内容および書式について、協議・検討した。</p> <p>(4) 日本語教育相談センターが、特別の教育課程(例)や教材集を蓄積し、学校からの相談に対応できるようにした。また、研修会で日本語指導に役立つ教材資料の紹介や講師から発達障害を抱える児童生徒の対応や進路指導に関する情報提供を行った。 オンライン日本語教育の実施にかかるNPO法人からの教材、カリキュラム、児童生徒の変容等に関する業務報告の提出、教員研修等による本市教員へのノウハウ等の蓄積ができた。</p> <p>(5) 「日本語通級指導教室」を16教室設置し、教科学習に必要な日本語を指導した。名古屋国際センターと共催で外国人の中学生と保護者向けに進路ガイダンスを行った。</p> <p>(7) 初期日本語集中教室の遠隔型指導教室を2教室に拡充した。さらに、オンライン日本語教育に係るNPO法人への業務委託事業を集住地域の中学校ブロックに拡大して試行実施した。また、オンラインを活用した日本語指導やオンデマンドによる教員向け研修を試行校で実施した。</p> <p>(9) 各学校では「特別の教育課程」を実施する児童生徒を対象に、本市独自の日本語習得表に基づいて個々の日本語能力を判定し、日本語能力の向上の度合いを測定、検証に活用した。初期日本語集中教室(遠隔型指導)では、入級に際して面談を実施し、DLA検査を行って個々の日本語の習得状況を把握している。 オンライン日本語教育では、DLAを用いて対象児童生徒の日本語能力を事前評価し、コースを設定のうえ、コース別に対象児童生徒を振り分けた。また、事後も同様にDLAを用いて日本語能力の評価を行い、日本語力の向上度合いを測定した。</p> <p>(10) 日本語指導が必要な児童生徒が特に多く在籍する小中学校39校に、母語学習協力員48人を配置した。高等学校へは母語指導補助員を3名配置した。また、『日本語教育相談センター』に「日本語学習支援コーディネーター(6人)」を配置し、日本語指導が必要な児童生徒の在籍校、『初期日本語集中教室』、『日本語通級指導教室』、「母語学習協力員」配置校などの関係部署の間の連絡調整を行った。</p>

3. 成果と課題 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること

- (1) 日本語指導が必要な児童生徒のための支援について、運営協議会や連絡協議会において検討や協議を行うことで、共通理解を深めることができ、組織的な支援体制を構築することができた。
- (2) 教員の配置により、日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校において取り出しや入り込みによる指導を行うことができた。これによって、日本語指導が必要な児童生徒の在籍校での早期適応の一助を担うことができた。
- (3) 各学校で「特別の教育課程」を編成し、取り出し指導を着実に実施できた。5月に「特別の教育課程日本語指導計画」の作成及び提出、3月に指導成果を提出させることで、指導成果を数値で把握することができた。
- (4) 日本語指導のスタンダードや教材を提供することにより、日本語指導が必要な児童生徒が少ないため、人的配置が難しい学校でも、それを活用しながら日本語指導に取り組むことができた。

オンライン日本語教育では、教員向け研修動画や業務委託内で作成したカリキュラム・報告書を参考に、業務委託終了後も活用できるNPO法人のノウハウを得ることができた。また、実践検証を踏まえ、民間事業者と連携したオンラインによる日本語教育の成果と課題や、今後の新たな学校における指導体制構築の展開について検討を進めることができた。

- (5) 市内16の学校に通級指導教室を設置し、日本語の初期指導が終了した児童生徒を対象に学習言語の習得に努めることができた。名古屋国際センターと連携して行った進路ガイダンスでは、保護者・児童生徒に母語で説明・相談できるようにすることで、適切な進路指導ができた。
- (7) 初期日本語集中教室では、遠隔型指導教室の対象を小学生だけでなく中学生に拡大したことで、より多くの児童生徒が初期の日本語指導を受けることができるようになった。遠隔型指導による受講者が増えたが、それ以上に初期日本語集中教室への入級を希望する児童生徒が増えており、依然として入級待機期間が生じていることが課題となっている。

民間委託オンラインによる日本語教育では、オンラインを活用することで、時間的制約や場所的制約が軽減され、集住地域における児童生徒に日本語指導の機会を提供することができた。また教員向け研修もオンデマンド動画を作成・共有することができ、NPO法人のノウハウを得ることができた。一方で、学校側で指導に当たる教員の確保が課題であり、民間委託によるオンライン指導を全市的拡大することは困難であると判断するとともに、交通の便の良い場所で、民間業務委託による対面指導教室の設置を検討していくことになった。

- (9) 各学校で行っている日本語習得表に基づく判定では、年度末に、**平均1.6ポイント**、日本語習得レベル(段階の向上が確認できた。また、初期日本語集中教室の遠隔型指導においては、DLA検査の結果から、受講した27名の児童の日本語習得レベルの向上を確認することができた。特に、日常生活言語、会話力に関しては入級時と比べて26(一番伸び少なかった児童)～80(一番の伸びた児童)ポイント上昇した。

オンラインによる日本語教育では、DLAを用いて事前と事後に評価をすることで、本事業を通じた対象児童生徒の日本語力の変容がわかり、児童生徒の日本語力の向上を明確に把握することができた。

- (10) 母語学習協力員配置校では、日本語指導が必要な児童生徒の実態に応じて、学校生活に必要な基本的な日本語指導、教科学習に必要な学習言語の指導、学校生活への適応指導の補助を行い、学校生活への早期適応の一助を担うことができた。また、日本語が通じない対応言語の保護者との通訳や学校だよりの翻訳なども行い、学校の助けとなった。巡回指導では、日本語指導が必要な児童生徒の実態に応じて、日本語指導や適応指導の補助を行い、学校への早期適応の一助を担うことができた。

本事業で対応した幼児・児童生徒数	幼稚園等	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校
	0人 (0園)	2,200人 (188校)	686人 (73校)	0人 (0校)	68人 (2校)	0人 (0校)	4人 (1校)
うち、特別の教育課程で指導を受けた児童生徒数		2,030人 (162校)	595人 (64校)	0人 (0校)	0人 (0校)	0人 (0校)	4人 (1校)

4. その他(今後の取組予定等)

- ・ 母語学習協力員は来年度も3名増員し、51名を日本語指導が必要な児童生徒が多く在籍している学校へ配置する予定であるが、多言語化が進んでおり従来の5言語では対応できなくなっている。今後は、ウルドゥ語やタミル語といった言語を母語とする児童生徒が増えているので、さらなる対応言語の拡大と人材確保が必要である。
- ・ 初期日本語集中教室は、交通の便の良い市の中央地区に通級による対面型指導教室を新たに開設する。日本語指導のノウハウをもつ民間事業者と連携を図り、受け入れ体制を強化して、入級待機期間の解消を目指す。

- ※ 枠は適宜広げること。(複数ページになっても差し支えない) 成果物等があれば別途提出すること。
- ※ 事業内容報告書の概要は、担当者・連絡先欄を除き、様式9(添付1)の5. 成果イメージ資料のポンチ絵と併せて、文部科学省ホームページで公開する。